

●香川県監査委員公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年12月5日

香川県監査委員 木下典幸
 同 武田宏之
 同 十河直
 同 里石明敏

- 1 監査対象部局 知事部局（政策部、総務部、危機管理総局、環境森林部、健康福祉部、商工労働部、交流推進部、農政水産部、土木部、出納局）108機関
- 2 監査対象年度 令和4年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入について</p> <p>（ア）前年度及び前々年度指導していたにもかかわらず、証紙収納簿の記載に不備が散見された。（小豆総合事務所）</p> <p>イ 支出について</p> <p>（ア）旅費について、航空パック料金の一部に実費負担していないものを含んでいたほか、計算誤りによる交通費及び旅行雑費の過払い、支給額の不足等が多く見られた。（文化振興課）</p> <p>（イ）資金前渡を受けた前渡金について、精算残金があるにもかかわらず、直ちに返納していなかった。（瀬戸内国際芸術祭推進課）</p> <p>（ウ）弁護士への報償費について、所得税を源泉徴収できていないものが1件あった。（人事・行革課）</p> <p>ウ 契約について</p> <p>（ア）自動車用燃料の単価契約につ</p>	<p>ア 収入について</p> <p>（ア）直ちに記載漏れとなっていた3月の月計及び年度累計を記載するなどの対応を行うとともに、事務所課長会を通じて全職員で監査結果を共有した。今後は、主担当以外に課長による確認を徹底する。</p> <p>イ 支出について</p> <p>（ア）支給額に誤りのあった旅費について、直ちに追給・戻入を行うとともに、旅費制度について課内に周知を行った。今後は、承認者・決裁者による入力内容の確認についてもこれまで以上に徹底する。</p> <p>（イ）前渡金に精算残金が生じた場合は、期限内に返納手続きを行うよう、全職員に周知した。今後は適正な前渡金の手続に努める。</p> <p>（ウ）直ちに支出先の弁護士より源泉徴収分の金額の返納を受けた。今後は、会計規則や出納事務の手引などを十分に確認し、適切な執行に努めるとともに電子決裁における添付書類の確認を徹底し、再発防止に努める。</p> <p>ウ 契約について</p> <p>（ア）契約単価変更の規定に該当す</p>

	<p>いて、契約書に規定しているにもかかわらず、契約単価変更のための協議の場を設けていなかった。 (瀬戸内国際芸術祭推進課)</p> <p>(イ) 入札保証金の減免申請書について、提出された書類に不備があるにもかかわらず、減免していた。 (情報システム課)</p> <p>エ 物品・財産について</p> <p>(ア) 郵便切手及び駐車場回数券の受払簿について、登記漏れ等が散見された。(環境保健研究センター)</p> <p>(イ) 備品の売却について、代金を収納する前に、当該備品を売却先に引き渡していた。(高等技術学校)</p>	<p>る状況になっていないか、毎月確認を行い、協議の場を設ける必要があるかどうか適宜確認を行う。</p> <p>(イ) 直ちに不備のない書類を提出させ、減免の対象であることを再確認した。今後は、提出された書類に不備がないことの確認を徹底する。</p> <p>エ 物品・財産について</p> <p>(ア) 直ちに郵便切手類受払簿への追記及び修正を行い、それらが正確に登記されていることを確認の上、物品出納命令者等が押印した。今後は、受払の都度の登記と物品出納命令者等による確認を徹底する。</p> <p>(イ) 今後は、会計規則や出納事務の手引などを十分に確認し、適切な執行に努める。</p>
--	---	---